

議案第 26 号

松阪市手数料条例及び松阪市特別工業地区建築条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）及び松阪市特別工業地区建築条例（平成 17 年松阪市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例及び松阪市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例
（松阪市手数料条例の一部改正）

第 1 条 松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「又は第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし書又は第 14 項ただし書」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（松阪市特別工業地区建築条例の一部改正）

第 2 条 松阪市特別工業地区建築条例（平成 17 年松阪市条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 48 条第 11 項」を「第 48 条第 12 項」に改める。

別表中「別表第 2（り）項」を「別表第 2（ぬ）項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。